

【小山学園 教職員研修規定】

制定：平成 21 年 06 月 30 日

第1条 （目的）

この規定は、小山学園に設置する学校ならびに各部門における教職員の能力開発、資質の向上等を組織的に取り組む研修を位置付け規定するものである。

第2条 （研修の主題）

- 1) 教員は職業専門教育を実践する FD（ファカルティ・デベロップメント）を主題とする
- 2) 職員はマネジメント業務を実践するとして SD（スタッフ・デベロップメント）を主題とする。

第3条 （研修の種別）

組織の部門による研修区分を以下のように定める。

- 1) 学園全体研修・学校別研修・系別研修・科別研修・個人研修等を設定する。
 - ①学園全体研修は年間 3 回の研修を行う。
 - ②学校別研修は学校別に研修を行う。
 - ③系又は科別、部又は室等の研修は系単位又は科単位、部又は室等で研修を行う。
 - ④個人研修は部門長の指示により研修を行う。
- 2) 教員の研修は、職業専門的資質の向上や教育力向上等によって実施する。
- 3) 職員の研修は、学校運営のマネジメント資質向上や担当業務における専門性向上等によって実施する。
- 4) 教職員は前項 2)及び 3)の達成のために、積極的に外部の研修へ参加を奨励する。

第4条 （研修の組織）

研修計画は教務会によって主管し研修計画等を策定し校長会へ答申する。

- 1) 学園全体研修は、本部長を責任者とする。
- 2) 学校別研修は、校長を責任者とする。
- 3) 系又は科別、部又は室等の研修は、それぞれの部門長を責任者とする。
- 4) 一般教職員を含む小山学園全教職員は各種研修に対して参加する義務を負う。

第5条 （研修計画）

第 4 条に規定する研修は、年次の事業計画の中で研修を計画する。

第6条 （附則）

この規定は平成 21 年 6 月 30 日から施行する。